

一時所得における「その収入を得るために支出した金額」についての考察 — 租税法律主義を中心として —

古 庄 耕太郎

目 次

はじめに

第1章 一時所得の概要

第1節 一時所得の歴史的沿革

第2節 一時所得の意義及び範囲

第2章 「その収入を得るために支出した金額」の意義及び範囲

第1節 「その収入を得るために支出した金額」とは

第2節 「必要経費」概念との相違

第3章 判例

第1節 事実の概要

第2節 争点及び当事者の主張

第3節 第1審判決 福岡地方裁判所（平成21年1月27日）

第4節 第2審判決 福岡高等裁判所（平成21年7月29日）

第5節 最高裁判所判決 最高裁判所第二小法廷（平成24年1月13日）

第4章 租税法律主義からの判例の考察

第1節 文理解釈と論理解釈について

第2節 下級審判決について

第3節 最高裁判決について

おわりに

参考文献

はじめに

今日において、法人が、その役員・従業員の福利厚生のため、役員の退職慰労金のため、賠償責任等のリスクため、法人保険に加入している状況は珍しくない。また、法人を対象とする保険商品の種類も、その加入の目的に合わせて多種多様である。このなかで、養老保険とは、満期保険金のある貯蓄性が高い保険であり、被保険者が保険期間中に死亡した時も、保険期間満了まで生存した時も、どちらも同じ金額の保険金を受け取れる保険である。この養老保険の中にも様々なものがあるが、従業員を被保険者とした上で、保険期間内に死亡した場合には死亡保険金とその遺族に支払われ、死亡しなかった場合には満期保険金が法人に支払われる内容の法人保険がある。この保険は法人の経理上、法人の支払った保険料の額の1/2を資産として計上し、残額を損金扱いするのであるため、-halfタックスプラン（福利厚生プランともいう）と称され、法人税法基本通達9-3-4(3)にその課税実務上の取り扱いが定められている。さらに、逆-halfタックスプラン（全額損金プランともいう）なる養老保険が発売されている。この保険は、保険期間内に被保険者が死亡した場合には死亡保険金が法人に支払われ、死亡しなかった場合には満期保険金が被保険者に支払われるというもので、halfタックスプランの逆パターンとして構成され、法人の経理上、法人が負担した死亡保険金に対応する保険料は支払保険料として損金扱いし、一方、満期保険金に対応する保険料は、被保険者への給与もしくは役員報酬として、どちらも法人の損金扱いとなるものであった。この保険は主に役員等への満期保険金の供与を目的としたもの⁽¹⁾であり、法の欠缺あるい

(1) 小林宏司「1. 所得税法34条2項にいう「その収入を得るために支出した金額」の支出の主体、2. 会社が保険料を支払った養老保険契約に係る満期保険金を当該会社の代表者らが受け取った場合において、上記満期保険金に係る当該代表者らの一時所得の金額の計算上、上記保険料のうち当該会社における保険料として損金経理がされた部分が所得税法34条2項にいう「その収入を得るために支出した金額」に当たらないとされた事例」（法曹時報67巻5号・2015年）205頁

一時所得における「その収入を得るために支出した金額」についての考察（古庄）

は法の解釈の限界を利用した租税回避スキームでもあった。

本論文で問題とするのは、役員等が受け取ることとなる満期保険金に係る支出の額である。この保険契約に基づいて役員等に支払われた満期保険金は、役員等の一時所得となるのであるが、その際の一時所得の金額の算定において、給与所得として課税された金額のみならず、法人負担分の支払保険料までも控除の対象とされてきた。本論文で取り上げた最高裁平成24年1月13日判決は、逆ハーフタックスプランの租税回避スキームについての初の最高裁判決であり、本件訴訟が提起されるまでは、このようなケースを想定した所得税法令の規定や所得税基本通達等の定めがないばかりでなく、このような課税の取り扱いに関する研究もなかったようである⁽²⁾。

本論文では、第1章において一時所得とはどのようなものであるかについて考察する。第2章においては、一時所得における「その収入を得るために支出した金額」（所得税法34条2項）について、事業の遂行上必要な費用⁽³⁾とされる「必要経費」概念との相違点からその意義及び範囲について考察する。第3章で第1審、第2審、最高裁の判例。第4章では下級審と最高裁の法令解釈に対して、法令の解釈論と租税法律主義の観点から考察する。

第1章 一時所得の概要

第1節 一時所得の歴史的沿革⁽⁴⁾

一般にわが国の税法は、法人税の所得は古くから「純資産増加説」に立脚し、

(2) 判タ1304号（2009年）180頁

(3) 金子宏『租税法（第22版）』（弘文堂・2017年）298頁

(4) 以下の記述については、武田昌輔『DHCコンメンタール所得税法2』（第一法規・1983年）2632頁～2633頁、注解所得税法研究会『増補改訂版 注解所得税法』（大蔵財務協会・1997年）643頁～645頁、植松守雄「所得税法における「課税所得」をめぐって」（一橋論叢77巻2号）133頁～135頁、水野忠恒『租税法（第4版）』（有斐閣・2009年）271頁を参照した。

所得税の所得は「所得源泉説」に準拠してきた。「所得源泉説」とは勤労、事業、資産から生ずる利得等、継続的、反復的に生ずる利得のみが所得を構成し、一時的、偶発的、恩恵的利得は所得の範囲から除かれるとする点に特色がある。一方「純資産増加説」はこれらの一切を含め、純資産の増加を齎すものをすべて所得としてとらえる包括的所得概念に立つものである。

わが国では戦前には一時的、偶発的な所得である一時所得は課税の対象外に置かれてきた。戦後、占領軍の強い影響を受け、所得税法の所得概念が「所得源泉説」から「純資産増加説」に移行したため、昭和22年の税制改正で包括的所得概念のもと、一時所得を含むあらゆる種類の所得に対する課税が実施された。このあらゆる種類の所得への課税は、納税者の納税協力にまつところが大きいことは当然で、そのような点で申告納税制度の採用との間につながりがあったことが認められる。

なお、一時所得における昭和22年当時の課税方式は、その年中の総収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除した金額の10分の5相当額をもって所得金額とし、他の所得との間での損益の通算は一切認めないとするものであった。

昭和25年のシャウプ勧告による税制改正において、従来の2分の1課税の方式が廃止され、一時所得の全額が課税対象となった。

昭和27年の改正では、譲渡所得、一時所得及び山林所得を一グループとし、これらの所得について損益通算を行った後、その合計額から10万円の控除をした金額を他の所得と総合する方式がとられた。それにより、これらの所得について小額不追及の思想が導入された。また、一時所得の概念を偶発的な所得に限定する考え方から、「役務の対価たる性質」を有する所得は、たとえ一時の所得であっても雑所得とされ、一時所得と区別されるようになった。さらに、一時所得についても譲渡所得や山林所得と同様、「変動所得」として5年間にわたる平均課税方式が適用されることとなった。

翌昭和28年の改正では、譲渡所得及び一時所得については、その合計額から

一時所得における「その収入を得るために支出した金額」についての考察（古庄）

15万円控除した後の金額の2分の1を他の所得と総合課税することとなり、シャープ税制前の2分の1課税方式が復活した。

昭和39年の改正では、控除額が30万円に引き上げられた。なお、一時所得の定義について「資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの」という限定が加えられたが、これは法文の技術的な整備のためになされたもので、それによって一時所得の範囲について従来と比べて変更が生じたわけではない。

昭和40年には所得税法の全文改正が行われ、一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額から、その収入を生じた行為をするために支出した金額又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額を控除して計算することを規定した。

昭和46年には控除額が40万円に、昭和50年には50万円に引き上げられた。

第2節 一時所得の意義及び範囲

所得税法は、所得をその源泉ないし性質によって10種類に分類しており⁽⁵⁾、その区分ごとに異なった課税方法を定めている。その中で一時所得は、一時的、偶発的に生じた所得で、しかも他の所得分類に該当しない所得であることに特色がある。一時所得は、それ自体積極的な内容をもった所得ではなく、他の所得類型に該当しない所得をいわば補充的に分類するカテゴリーであるといえることができる⁽⁶⁾。所得税法34条1項には、「一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの」と規定されている。

(5) 金子・前掲注(3)208頁

(6) 武田・前掲注(4)2633頁

これらの性質から、（1）「一時的、偶発的な所得であること」（2）「利子所得～譲渡所得以外の所得であること」（3）「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得であること」（4）「労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない所得であること」の4つが一時所得の要件であると考えられる。

これらの要件に該当する具体例として、①「懸賞の賞金品、福引の当選金品等」②「競馬の馬券の払戻金、競輪の車券の払戻金等」③「生命保険契約等に基づく一時金」④「家屋の立退きに際し受けるいわゆる立退料」⑤「法人からの贈与により取得する金品」が所得税基本通達34-1で例示されている。

また、賭博による所得は一時所得に該当するという解釈が一般的であるが、競馬について、馬券を自動的に購入するソフトを使用し、長期間にわたり多数回かつ頻繁に網羅的な購入をして利益を恒常的に上げていた行為が、営利を目的とする継続的行為にあたるとして、競馬の払戻金が雑所得とされた判決（最高裁平成29年12月15日第二小法廷判決）がある。

一時的な所得のうち、労務その他の役務に該当する所得には、たとえば、プロの専門家以外の者の原稿料、モデル料、出演料などがあり、これらの所得は、たとえ営利を目的とする継続的行為から生じた所得とはいえない一時的な所得であっても、役務提供の対価（報酬）としての性質をもつ限り偶発的に発生した所得ではない⁽⁷⁾として、一時所得の範囲から除外され、雑所得として分類される。

そして一時所得の課税標準は、所得税法22条2項2号により、その合計額の2分の1のみが課税の対象とされ、他の所得と比較し優遇されている。これは、一時所得が一時的、偶発的な利得であり、担税力が低いとされるからである⁽⁸⁾。担税力とは租税を負担する能力⁽⁹⁾であると解されるが、実際のところ一時所得

(7) 武田・前掲注(4)2634頁

(8) 水野・前掲注(4)142頁

(9) 金子・前掲注(3)13頁

一時所得における「その収入を得るために支出した金額」についての考察（古庄）

は、租税負担する能力が低いのかどうか疑問である。博打に使う金のある個人は、一定以上の生活水準を持つであろうし、生命保険の一時金、法人から贈与された金品が無ければ生活に困窮するという状況は考えにくい。むしろ一時的、偶発的な利得は、個人にとって給料等の通常の所得の上乗せ分であり、生活に必要な額の余剰部分となるため、高い担税力を持つという考え方もできる。したがって、一時所得の担税力が一概に低いとされるのは、担税力に即した公平な税負担ができないのではないか。

第2章 「その収入を得るために支出した金額」の意義及び範囲

第1節 「その収入を得るために支出した金額」とは

所得税の課税標準と税額算出を行う場合、まず、その所得を性質に応じて利子所得から雑所得までの10種類に分類し、各種所得金額の計算の仕方に従って、総収入金額から必要経費を控除した金額を算出する。ここでいう必要経費とは、その所得を得るために必要な支出⁽¹⁰⁾のことであり、各所得の性質に応じて必要経費の範囲がそれぞれ定められている。

所得税法34条2項の「その収入を得るために支出した金額」は、一時所得における必要経費に該当するものと考えられる。

この必要経費は、「その収入を得るために支出した金額」と称しながら、その実その内容は、その語義より広いものであることを示している。たとえば一時所得に該当する立退料収入を受け、それに伴って立退費用を支出した場合、その立退費用は文字通りの意味では「その収入を得るために支出した金額」とはいえないだろうが⁽¹¹⁾、税額算出において、控除対象とされている。また、懸賞

(10) 金子・前掲注(3)297頁

(11) 武田・前掲注(4)2652頁

クイズ等の当選金品の一部を公益施設等に寄附する定めがある場合に、当該定めに基づき寄附した金品。または当該当選金品に係る所得が国外源泉所得である場合に当該所得について外国において課された外国税額（外国税額控除の適用を受けるものを除く）も、「収入を得るために支出した金額」含めるものとしている（所得税基本通達34-3）。

このように、本条の解釈上、「その収入を得るために支出した金額」には、「その収入を生じた行為をするため、またはその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額」が該当すると解釈されているものと考えられる。しかし、これらの具体例から、どのような支出が控除対象となり、どのような支出が控除対象から外れるのか、曖昧であって、一貫した基準は無いようにも考えられる。

また、本条は、「収入を得るために支出した金額」の範囲について「その収入を生じた行為をするため、またはその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額」に限定している。この点は一時所得の金額の計算上一時所得に係る収入、支出について総体対応計算によることなく、収入を生じた各行為又は各原因ごとに個別対応的に計算し、その反面収入を生じない行為又は原因に係る支出は控除項目から除かれることを定めたものと解される。一時所得の金額の計算についてこのように厳格な収入・支出の個別対応的計算を定めているのは、たとえばギャンブルの支出は、それによって収入が得られたときはその控除項目としての意味を持つが、その支出は同時にギャンブルを楽しむための支出、つまり一種の消費支出としての側面があり、一時所得に係る支出には多かれ少なかれこのような要素があるものと考え、その支出はそれが収入を生んだ場合に限って控除を認めるとする建前をとっているものと考えられる⁽¹²⁾。

なお、一時所得はその金額の計算上赤字が生じても、それを他の所得から控除すること（損益通算）を認めていない（所得税法69条1項）が、この点も、同様の考え方に立っているもの⁽¹³⁾と考えられる。

(12) 武田・前掲注(4)2653頁

一時所得における「その収入を得るために支出した金額」についての考察（古庄）

第2節 「必要経費」概念との相違

所得税法では、不動産所得、事業所得、山林所得及び雑所得において「必要経費」という用語が用いられている。第1節で述べたように、「必要経費」とはその所得を得るために必要な支出のことであり、所得を稼得するための投下資本の回収部分である。所得税法上、投下資本の回収部分は課税されない。投下資本の回収部分に課税することは、もともとの事業等の経済活動のため支出した自己の資金にまで課税することになる⁽¹⁴⁾。そのため課税されるべき所得を計算する上で、「必要経費」の控除が認められている。所得税法では、総収入金額から「必要経費」が控除され、その差額である純所得に対して課税を行うという計算の構造となっている。

しかしどんな支出でも「必要経費」として控除できるわけではない。その支出が必要経費として控除されうするためには、それが事業活動と直接の関連を持ち、事業の遂行上必要な費用⁽¹⁵⁾でなければならない。収益を生み出すために投下された支出でなければならない。そして収益を生み出すための支出であるかどうかの判定は、関係者の主観的な基準ではなく、客観的基準に即してなされなければならない⁽¹⁶⁾。

この基準について、所得税法37条1項で次のように要件が定められている。

(1) 総収入金額に係る売上原価 (2) 総収入金額を得るために直接要した費用の額 (3) その年の販売費、一般管理費その他業務上生じた費用の額（償却費以外の費用については、その年において債務が確定しているもの)⁽¹⁷⁾。この要

(13) 注解所得税法研究会・前掲注(4)656頁

(14) 水野・前掲注(4)223頁

(15) 金子・前掲注(3)298頁

(16) 青森地裁昭和60年11月5日判決は「支出が所得税法37条1項の必要経費として総所得金額から控除されうするためには、客観的にみてそれが当該事業の業務と直接関係をもち、かつ業務の遂行上通常必要な支出であることを要し、その判断は当該事業の業務内容など個別具体的な諸事情に即し社会通念に従って実質的に行われるべきである」と判示している。(税資147号326頁)

件は費用収益対応の原則といわれ、正確に継続的事業の所得を算出するため、その会計期間の収入に対して、その会計期間の収入獲得に貢献した支出を対応させて、期間費用を決定させる原則である。

費用収益対応の原則は、その対応の形式が二つに区分されており、売上原価のように、収入との直接的な因果関係に基づいて算定されるものであれば、それが生み出した収入の帰属する年度の「必要経費」ということになり（個別対応）、販売費、一般管理費のように、その対応関係がはっきりしないものについては、それが生じた年度の「必要経費」となる（期間対応）。

また、所得税の場合、その所得稼得に関連した支出が「必要経費」に当たるかどうかの判断について個人的費用が隠されているおそれがある。個人的費用は「家事費」と称され当然、必要経費に算入できない（所得税法45条）。しかし何をもって「家事費」とするか税法に格別の定義はない⁽¹⁸⁾ため、「必要経費」と「家事費」との区分についてしばしば訴訟が起こされる。

これら「必要経費」に対し、「その収入を得るために支出した金額」はどうか。所得税法34条2項括弧書きにおいて、「その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る」としている。その範囲について「直接要した金額」という文言が入っており、費用収益対応の原則の観点からみると、個別対応による支出は要件を満たし、期間対応による支出はその要件を満たさないものと考えられる。そのため、「必要経費」の概念よりやや狭く、売上原価のように個別対応的な計算⁽¹⁹⁾をするものが、該当するのではないだろうか。しかしその具体的範囲について、「直接」という文言は使われているものの、何をもって「直接」とするかははっきりしておらず、漠然として明確性に欠けている。そのためどのような基準で、その収入を得るための支出とみなすかは判断しがたい⁽²⁰⁾。つまり「必要経費」概念は、

(17) 近藤隆志『平成29年版 所得税必要経費の税務』（大蔵財務協会・2017年）1頁

(18) 注解所得税法研究会・前掲注(4)758頁

(19) 北野弘久『現代税法講義』（法律文化社・1989年）52頁

一時所得における「その収入を得るために支出した金額」についての考察（古庄）

事業の遂行上必要な費用であるという事業性において収益との対応を持つものであるが、一時所得については、その事業性が否定される所得であるため、一時所得の金額の計算上控除される金額は、「経費」とか「費用」という概念になじまない⁽²¹⁾。そのため「必要経費」概念のように、事業性の有無によりその範囲を限定させることはできず、「直接」という文言によって、個別対応的であるということにのみ限定を行っているものと考えられる。

しかし、個別対応的であることにのみ限定されているのであれば、それ以外の限定はないと考えることができる。たとえばその一時所得に係る支出の支払主体については、所得税法34条2項の文言上何ら明記されておらず、限定はないものと考えることができる。

第3章に掲げた判例は、この所得税法34条2項の規定が曖昧であるため、その支出の支払主体についての解釈をめぐって課税庁と納税者が争った事例である。

第3章 判例

第1節 事実の概要

Xら4名（X及びその配偶者その他親族をいう：原告・被控訴人・被上告人）の経営する訴外法人は、被保険者をXらとし、保険期間を3年または5年、死亡保険金の受取人を同法人、満期保険金の受取人をXらとしたうえで、保険料の支払いについてはXらと同法人とが各2分の1を負担する内容の養老保険に加入した。

訴外法人における支払保険料の経理処理については、法人負担分である2分

(20) 水野・前掲注(4)225頁

(21) 武田・前掲注(4)2653頁

の1を保険料として損金処理したが、Xらの給与所得としては課税（源泉徴収納付）されていなかった。残りの2分の1については、Xらに対する貸付金等の科目で訴外法人において経理処理され、Xらは本件満期保険金を受領した際に訴外法人に返済している。

本件養老保険の保険期間が満了した時、Xらはいずれも生存していたことから、Xらは、平成13年分ないし15年分の満期保険金および割増保険金（Xら4名で3年間の総額43億7000万円）をそれぞれ受領した。

Xらは、満期保険金に係る一時所得の計算にあたり、保険料として損金処理された法人負担分も含めた保険料の総額を所得税法34条2項所定の「その収入を得るために支出した金額」として確定申告したところ、所轄税務署長（被告・控訴人・上告人）から法人負担分の保険料に係る控除を認めない旨の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けた。Xらは、各所轄税務署長への異議申し立ての後、国税不服審判所長へ審査請求を行ったが、法人負担保険料の控除についてはXらの請求を認めない旨の裁決が出されたので、本件訴訟を提起した。第1審、第2審は共にXらの主張を認めたが、最高裁判所はXらの主張を認めなかった。

第2節 争点及び当事者の主張

法人損金処理保険料（保険料総額の2分の1）は、原告らの一時所得の金額の計算上控除できるか。「収入を得るために支出した金額」（所得税法34条2項）に該当するか。

（1）解釈の論点となった法令、基本通達

【所得税法34条2項】

一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じ

一時所得における「その収入を得るために支出した金額」についての考察（古庄）

た原因の発生に伴い直接要した金額に限る。)の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額を控除した金額とする。

【所得税法施行令183条2項】

生命保険契約等に基づく一時金の支払を受ける居住者のその支払を受ける年分の当該一時金に係る一時所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

2号 当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額は、その年分の一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入する。ただし、次に掲げる掛金、金額…については、当該支出した金額に算入しない。

- イ 厚生年金保険法…の規定に基づく一時金
- ロ 確定給付企業年金法に規定する…金額
- ハ 小規模企業共済法…に規定する…掛金
- ニ 確定拠出年金法…に規定する…掛金

【所得税基本通達34-4】

令183条2項2号…に規定する保険料又は掛金の総額には、その一時金又は満期返戻金等の支払を受ける者以外の者が負担した保険料又は掛金の額も含まれる。

(注) 使用者が負担した保険料又は掛金で…給与等として課税されなかったものの額は、令第183条2項2号…に規定する保険料又は掛金の総額に含まれる。

【法人税法基本通達9-3-4(3)】

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする養老保険に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

(3)死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該法人である場合、その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

（2）当事者の主張

① 原告（納税者）の主張

（イ）所得税法34条2項以下、法令・通達の解釈について

所得税法34条2項は、一時所得の金額の計算上、「その収入を得るために支出した金額」を控除できる旨規定しており、その文言上、収入を得た本人が負担したもののしか控除できないという限定はされていない。

次に、所得税法施行令183条2項2号は、「生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額」は一時所得の計算上控除できる旨規定しており、その文言上、本人負担部分しか控除できないという限定はない。

そして、所得税基本通達34-4は、一時所得の計算上控除できる保険料等の額には「満期返戻金等の支払を受ける者以外の者が負担した保険料又は掛金の額も含まれる」と明記している。

このような規定等からすれば、原告ら負担保険料のみならず、法人損金処理保険料についても、原告らの一時所得の計算上控除できるといふべきである。

（ロ）予測可能性・法的安定性について

養老保険に係る保険料の取り扱いに関する規定である、法人税基本通達9-3-4(3)が制定された昭和55年には、国税当局は本件養老保険契約のような契約形態を想定し得たはずであるのに、所得税法34条2項、所得税法施行令183条2項、所得税基本通達34-4は長年改正されておらず、納税者は、本件養老保険契約のような場合、支払を受ける者以外の者が負担した保険料も控除できるも

一時所得における「その収入を得るために支出した金額」についての考察（古庄）

のとして、経済活動や納税を行ってきた。これに反する本件更正処分等は、原告らの予測可能性・法的安定性を害し、違法である。

また、租税法の解釈においてみだりに拡張解釈や類推解釈を行うことは許されない。本件養老保険契約において、法令の規定等によれば法人損金処理保険料も控除されるべきなのであるから、これと異なる本件更正処分等は違法である。

② 被告（課税庁）の主張

（イ）所得税法34条2項の解釈について

所得税法における所得の本来的意義からすると、所得税法34条2項において、生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の金額の計算上、「その収入を得るために支出した金額」として控除できる保険料等は、所得者本人が負担した金額に限られる。

所得税は、個人が得た所得に対して課税される租税であるところ、所得税法上の「所得」とは、「人の担税力を増加させる経済的利得」であり、個人が稼得した収入金額から、その収入を得るために支出した金額を控除したもの、いわゆる「純所得」である。そして、ある個人に帰属する所得金額を計算するに当たっては、収入金額から必要経費等を控除することとなるが、所得税法における所得の本来的意義からすると、そこで控除すべき必要経費等は、あくまで当該個人において当該収入を得るために支出した金額をいうものと当然に解すべきである。なぜなら、当該個人が支出した金額はその分当該個人の担税力を減少させるものであるから、これを収入金額から控除するのが相当であるのに対し、当該個人以外の者が支出したものは、当該個人の担税力を減少させるものではないため、これを収入金額から控除すると、担税力を増加させる経済的利得である所得を正しく把握することにならないからである。

したがって、一時所得の金額の計算においても、ある個人が得た一時所得となるべき収入につき、当該個人の「一時所得」として課税される額は、当該個

人が稼得した収入金額から、その収入を得るために、当該個人自身が支出した金額を控除して算出した金額であるというべきであるから、所得税法34条2項の「その収入を得るために支出した金額」は、収入を得た個人（所得者）本人が負担した金額に限られると解すべきである。

（ロ）所得税法施行令183条2項・所得税基本通達34-4の解釈について

所得税基本通達34-4は、所得税法34条2項に規定する「収入を得るために支出した金額」について、課税庁の解釈・取扱いを示したものであるから、同通達の定める保険料等は、当然に、所得税法が予定している「収入を得るために支出した金額」の範囲を前提としているところ、同通達の「保険料又は掛金の総額には、その一時金又は満期返戻金等の支払を受ける者以外の者が負担した保険料又は掛金の額も含まれる」という規定も、あくまで、所得税法34条2項や同法施行令183条2項2号において、一時所得の金額の計算上控除可能な保険料等の金額とは、収入を得た個人自らが支出した（又は実質的に負担した）金額に限られるとの解釈を前提としたものであるから、同通達について、文言どおり、保険料等の「総額」が一時所得からの控除対象となると解することは誤りである。

第3節 第1審判決 福岡地方裁判所（平成21年1月27日）

本件では、所得税法34条2項にいう「収入を得るために支出した金額」の解釈が問題となっているところ、…その解釈に当たっては、法令の文言が重視されるべきである。

まず、所得税法34条2項は、一時所得の計算における控除の対象を「収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）」と規定しているが、その文言上、所得者本人が負担した部分に限られるのか、所得者以外の者が負担した

一時所得における「その収入を得るために支出した金額」についての考察（古庄）

部分も含まれるのかは、必ずしも明らかでない。

そして、所得税法施行令183条2項2号本文は、生命保険契約等に基づく一時金が一時所得となる場合、保険料又は掛金の「総額」を控除できるものと定められており、この文言からすると、所得者本人負担分に限らず保険料等全額を控除できるとみるのが素直である。そして、同号ただし書イないしニは、控除が認められない場合を、包括的・抽象的文言を用いることなく、法律と条文を特定して個別具体的に列挙しており、他に控除が認められない場合が存することをうかがわせる体裁とはなっていない。

このような所得税法及び同法施行令の規定を併せ考慮すれば、生命保険金等が一時所得となる場合、同号ただし書イないしニに列挙された場合以外は、所得者以外の者が負担した保険金等も控除できるものと解釈するのが自然である。

以上検討したように、所得税法34条2項、同法施行令183条2項2号の規定の文言を重視すると、所得者以外の者が負担した保険料等を、所得者に対する給与課税の有無にかかわらず控除できるものと解するのが自然であること、所得税基本通達34-4は、所得者以外の者が負担した保険金等も明確に控除できると規定し、給与課税等の有無によって区別していないこと、そのような中、所得税法34条2項、同法施行令183条2項2号の規定を被告の主張のように限定解釈又は類推解釈することは、法的安定性、予測可能性確保の観点からして相当性を欠くといわざるを得ないことなどを総合考慮すると、被告の主張する解釈を採用することはできず、養老保険契約に基づく満期保険金が一時的所得となる場合、所得者以外の者が負担した保険料も控除できると解するのが相当であるとして、原告（納税者）の勝訴とした。

第4節 第2審判決 福岡高等裁判所（平成21年7月29日）

所得税法における所得の本来的意義から、所得税法34条2項にいう「その収

入を得るために支出した金額」として控除できるのは、当然、所得者本人が負担した金額に限られるとする、控訴人の主張は採用することができない。

所得税法34条2項の文言だけからでは、先に述べた問題が解決できないところ、所得税法施行令183条2項2号本文は、生命保険契約に基づく一時金が一時所得となる場合、保険料又は掛金の「総額」を控除できるものと定めており、同文言を素直に読むと、原判決が判示するとおり、所得者本人負担分に限らず保険料等全額を控除できるとする解釈に軍配を上げざるをえない。さらには、確定申告現場における無用の混乱を避けるべく、同文言の意味をより明確にするため、所得税基本通達34-4において、所得税法施行令183条2項2号（生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得金額の計算上控除する保険料等）に規定する保険料又は掛金の総額には、その一時金又は満期返戻金等の支払を受ける者以外の者が負担した保険料又は掛金の額も含まれるとの通達がなされるに至った。このような経緯により発出された所得税基本通達34-4の文言上からは、養老保険契約に基づく満期保険金が一時所得となる場合、所得者以外の者が負担した保険料も控除できることは明白であって、所得税法、同法施行令の各規定及び上記通達を総合的に理解しようとするれば、他の解釈を容れる余地はないといわざるをえない。

控訴人は、所得税法34条2項の「その収入を得るために支出した金額」として控除できる保険料等は、所得者本人が負担した金額に限られるとの解釈を前提にして、上記通達を文言どおり解釈するのは誤りであると主張するが、上記のとおり、所得税法34条2項の文言からは必ずしも明らかではないことが出発点となって、これを明らかにするため、所得者以外の者が負担した金額も含むとの所得税基本通達34-4を自ら出した経緯と矛盾しており、控訴人の主張は採用することができない。控訴人が主張する所得税法施行令183条2項2号の解釈についても同様である。

この点、控訴人は、所得税基本通達34-4における所得者の一時所得の金額の計算上控除できる「支払を受ける者以外の者が負担した保険料又は掛金」は、

一時所得における「その収入を得るために支出した金額」についての考察（古庄）

当該保険料等につき一時金等の支払を受けた者に対し給与課税される等して、当該保険料の支払を受けた者が実質的に負担したものを指すと主張する。しかし、控訴人の上記解釈は、必ずしも明らかではない所得税法34条2項等の文言を一義的に明らかにするために出した通達について、更に文言として表示されていない要件を解釈と称して付加するものであり、法律又はその委任のもとに政令や省令において課税要件及び租税の賦課・徴収の手続に関する定めをなす場合に、その定めはなるべく一義的で明確でなければならないという課税要件明確主義に反する不当な解釈といわなければならない。したがって、控訴人の上記主張は採用できないとし、第1審同様、被控訴人（納税者）の勝訴とした。

第5節 最高裁判所判決 最高裁判所第二小法廷（平成24年1月13日）

（1）判旨

- ① 原判決を破棄する。
- ② 第1審、第2審において更正処分の取消請求を認容した部分をいずれも取り消し、同請求をいずれも棄却する。

（2）理由

① 所得税法34条2項の解釈について

所得税法は23条ないし35条において、所得をその源泉ないし性質によって10種類に分類し、それぞれについて所得金額の計算方法を定めているところ、これらの計算方法は、個人の収入のうちその者の担税力を増加させる利得に当たる部分を所得とする趣旨に出たものと解される。一時所得についてその所得金額の計算方法を定めた同法34条2項もまた、一時所得に係る収入を得た個人の担税力に応じた課税を図る趣旨のものであり、同項が「その収入を得るために支出した金額」を一時所得の金額の計算上控除するとしたのは、一時所得に係る収入のうちこのような支出額に相当する部分が個人の担税力を増加させるも

のではないことを考慮したものと解されるから、ここにいう「支出した金額」とは、一時所得に係る収入を得た個人が自ら負担して支出したものといえる金額をいうと解するのが上記の趣旨にかなうものである。また、同項の「その収入を得るために支出した金額」という文言も、収入を得る主体と支出をする主体が同一であることを前提としたものというべきである。⁽²²⁾

したがって、一時所得に係る支出が所得税法34条2項にいう「その収入を得るために支出した金額」に該当するためには、それが当該収入を得た個人において自ら負担して支出したものといえる場合でなければならないと解するのが相当である。

なお、所得税法施行令183条2項2号についても、以上の理解と整合的に解釈されるべきものであり、同号が一時所得の金額の計算において支出した金額に算入すると定める「保険料…の総額」とは、保険料の支払を受けた者が自ら負担して支出したものといえる金額をいうと解すべきであって、同号が、このようにいえない保険料まで上記金額に算入し得る旨を定めたものということとはできない。所得税基本通達34-4も、以上の解釈を妨げるものではない。

したがって、本件支払保険料のうち本件保険料経理部分は、所得税法34条2項にいう「その収入を得るために支出した金額」に当たるとはいえず、これを本件保険金に係る一時所得の金額の計算において控除することはできないというべきである。

② 課税要件明確主義について

不確定概念を課税要件の一部とせざるを得ない場合でも、課税庁は、恣意的に拡張解釈や類推解釈などを行って課税要件の該当性を肯定して課税すること

⁽²²⁾ 福岡高裁平成22年12月21日判決は、「所得とは、一般に、人の担税力を増加させる経済的利得であり、具体的には、個人が稼得した収入金額から、その収入を得るために支出した金額を控除した純所得をいうが、担税力が個人単位で把握される以上、純所得並びにその基礎となる収入及び支出もそれぞれ個人単位で把握されるべきものである。」としている。（税資（250号～）260号11578順号）

一時所得における「その収入を得るために支出した金額」についての考察（古庄）

は許されないというべきである。逆にいえば、租税法の趣旨・目的に照らすなどして厳格に解釈し、そのことによって当該条項の意義が確定的に明らかにされるのであれば、その条項に従って課税要件の当てはめを行うことは、租税法法律主義（課税要件明確主義）に何ら反するものではない。

そうすると、被上告人らが支払を受けた満期保険金につき、所轄税務署長が、支払われた保険料のうち本件会社等において損金経理された2分の1部分を控除できないとして本件各更正処分を行ったことは、同項の趣旨・目的に沿った解釈によって明確にされている同条項の意義に従ったまでのことであり、租税法法律主義（課税要件明確主義）に何ら反するものではない。

③ 法的安定性・予測可能性について

所得税法34条2項の「その収入を得るために支出した金額」という条文を普通に読めば、ある個人が一時所得に係るある収入を得るために負担した支出があるなら、所得税課税の対象は、その支出を差し引いた上でのその個人が稼得した経済的利得であるべきで、その収入全部に課税するのは不合理であるという趣旨に読まれると思われる。したがって、…法廷意見の解釈が法的安定性や予測可能性を損なうなどすることもできない。として、上告人（課税庁）の勝訴とした。

第4章 租税法法律主義からの判例の考察

第1節 文理解釈と論理解釈について

わが国の憲法は、租税は法律に従って負担するものであり、法律の根拠に基づくことなしには、国家は租税を賦課・徴収することはできず、国民は租税の納付を要求されることはない⁽²³⁾⁽²⁴⁾として租税法法律主義を要請している。併せて、税負担は国民の担税力に即して公平に配分されなければならない、各種の租

税法律関係において国民は平等に取り扱われなければならない⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾として租税公平主義の要請もしている。これら租税法律主義と租税公平主義は、それぞれ具体的な定義に関する議論はあるものの、両者を調和させて、その秩序を保ち、適正な租税を行うことに、租税法の目的があるといえる。

この目的を遂行するためには、法令の解釈が重要である。わが国は成文法主義の国である。そのため法令の解釈は、原則として成文法令の解釈⁽²⁷⁾である。しかし法令規定は、詳細にその規定を定めることに限度があり、そのため多種多様である個別具体的な事案に対して幅広く適用させるため、あえて抽象的な定め方をしている⁽²⁸⁾。そこで、法の解釈を行って、法を具体的な事案に適用させ、法の意味合いを明らかにする必要がある。

法令の解釈方法には、大別して、法規的解釈と管理的解釈⁽²⁹⁾がある。法規的解釈とは立法解釈・法定解釈ともいわれ、法令の解釈上の疑問を立法的に解決し、その解釈を法規制定の権限ある機関が定めるもので、法令の定義規定などが代表的なものである。例えば法人税法2条3号で、内国法人を「国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう」として本店所在地主義を明らかにしているが、ここにはいわゆる学問的基準の入り込む余地はない⁽³⁰⁾。このように法規的解釈は、法令の解釈がその文言によって決定されるものである。

しかし前述の通り、法令規定にはあえて抽象的な定め方をしているものがある。そのような場合には法規的解釈でなく管理的解釈を用いて法令解釈をする

23) 金子・前掲注(3)73頁

24) 「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」（憲法第30条）

「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」（憲法第84条）

25) 金子・前掲注(3)83頁

26) 「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない」（憲法第14条1項）

27) 林修三『法令解釈の常識』（日本評論社・2019年）8頁

28) 林・前掲注(27)13頁

29) 山本守之『事例から考える租税法解釈のあり方』（中央経済社・2018年）30頁

30) 山本・前掲注(29)32頁

こととなる。

管理的解釈は、文理解釈・論理解釈に区分される。文理解釈とは、法令の規定をその文字や文章の意味するところに則して文法的に解釈する⁽³¹⁾、すなわち、文字や文章の意味に主眼を置いて法令を解釈する態度である⁽³²⁾。

この場合、私法上で用いられている概念で、一般的法律制度において確立している用語は租税法においてもそのまま用いられる。例えば民法における親族、配偶者、相続、遺贈、社団、財団、所有権、地上権、地役権などや、商法における会社、解散、合併、清算、社債、株式、出資などは租税法でも同じ概念として用いる（これを「借用概念」という）⁽³³⁾。

「借用概念」は、租税法においても他の法分野と同義に解することが、租税法律主義に基づく法的安定性の要請にも合致している。もともと経済取引や経済現象は第一次的には私法によって規律されているから、これらを納税義務の起因となる課税要件等に取り込むにあたって、租税法が私法上と同じ概念として用いることが法的安定性の点からも望ましいからである⁽³⁴⁾。

これに対し、他の法分野で用いられておらず、租税法が独自に用いている概念がある（これを「固有概念」という）。固有概念は租税法独自の見地からその内容を決めるべきである。

租税法の中で「所得」という概念があっても、所得税法上の「所得」は帰属を主体として捉え、法人税法上の「所得」は発生を主体として捉えるといったように異なる概念として用いる⁽³⁵⁾。

一方、論理解釈は、文理解釈と対峙する解釈手法であり、用語や文章だけでなく条理や論理的思考に基づいて解釈する手法である。つまり、法令が制定された目的・趣旨に重点を置き、これに適合する妥当な結果を導き出せるよう配

(31) 山本・前掲注2935頁

(32) 林・前掲注2790頁

(33) 山本・前掲注2935頁

(34) 山本・前掲注2936頁

(35) 山本・前掲注2936頁

慮しながら解釈するもので、目的論的解釈や、条理解釈といわれることもある。立法趣旨は、立法当時公表された理由書、提言者の説明、国会での質疑と答弁の議事録、税制調査会の答申などが参考となろう。また、負担の公平が租税における社会正義ともいえるから、その趣旨に沿った目的論的な解釈といえるであろう。もちろん、租税法主義の下では、解釈によって法律に規定していないものまで課税物件に取り入れるという拡張解釈は許されない⁽³⁶⁾。

論理解釈は、詳しく分けるとさらに拡張解釈・縮小解釈・反対解釈・変更解釈等に区分される。これら多岐にわたる解釈方法は、法の目的や趣旨に応じて使い分けられる。そのため、法令の解釈について画一的な原則を述べることはかなり困難であるが、一般的に言って法文からはなれた自由な解釈は許されないと考えるべき⁽³⁷⁾である。税法に至っては、強行法規であり、財産の侵害規範であるから、解釈に厳格さが強く求められる⁽³⁸⁾。

法令の解釈は、主に文理解釈と論理解釈を使って行われる議論が多く見受けられる。この二つの方法を、場合にに応じて適切に使い分け、正しい法令の解釈を行うのであるが、法令の解釈は、一般にまず文理解釈で行われる。法令は、世間一般に誰が読んでもわかるという建前で作られており、文中の文字・用語は世間一般に理解されているような意味に理解して読むのが原則⁽³⁹⁾であるからである⁽⁴⁰⁾。そのため法令の解釈において、基本的に目的や趣旨を考える必要はないのである。

(36) 山本・前掲注2938頁

(37) 清永敬次『税法〔新装版〕』（ミネルヴァ書房・2013年）35頁

(38) 谷口勢津夫『租税回避論—税法の解釈適用と租税回避の試み—』（清文社・2014年）17頁

(39) 林・前掲注2793頁

(40) 林修三氏は、文理解釈を行う別の根拠として、このような理由をあげている「法令の文字は、元来無意味に使われているものではなく、法令の立案にあたっては、細心の注意を払って、立案者の意図を正確に表現するのに最も適当な文字を用いて書かれているのであるから、成文法の解釈においては、まず、忠実にその文字をたどってその法令の意味を明らかにするようにつとめなければならないことはいうまでもない。このような文字を連ねて組み立てられている文章の解釈にあっても、その文章を忠実に文法的にたどってその意味を明らかにするようにはしなければならない」林・前掲注2792頁

一時所得における「その収入を得るために支出した金額」についての考察（古庄）

租税法規の解釈においても、租税法律主義の要請から規定の文言に即した文理解釈によるべきである⁽⁴¹⁾とされている。もし、規定の文言からはなれた自由な解釈が許されるとすると、それは結果的に法律によらない課税を容認することになり、租税法律主義の趣旨が税法の解釈を通じてねじ曲げられてしまうからである。⁽⁴²⁾⁽⁴³⁾また、法令の規定を、文言や文章の意味するところに即して解釈する文理解釈は、恣意的な解釈の排除という趣旨や、法的安定性・予測可能性の要請という点から最も優れていると言われている⁽⁴⁴⁾。

しかし、文理解釈が法令の解釈手法として優れているものであっても、法令に使われる文字、用語の意味は絶対的なものではなく、相対的なものであるため、必ずしも、一つの意味しかもたないというものではない⁽⁴⁵⁾。そのため文理解釈で法の目的を達成できない場合には論理解釈を用いて正しい法の解釈を行わなければならない。⁽⁴⁶⁾⁽⁴⁷⁾

第2節 下級審判決について

本件では、所得税法34条2項の「収入を得るために支出した金額」の解釈として、この金額に、所得者以外の者が負担している金額も含まれるか否かという点が問題となっているところ、下級審では、第1審、第2審ともに所得者以

(41) 金子・前掲注(3)116頁

(42) 清永・前掲注(3)735頁

(43) 東京地裁平成21年5月28日判決は、「租税法規は、多数の納税者間の税負担の公平を図る観点から、法的安定性の要請が強く働くから、その解釈は、原則として文理解釈によるべきであり、…みだりに拡張解釈や類推解釈を行うべきではないと解される」と判示している。（税資259号11217順号）

(44) 酒井克彦「租税法条文の読み方—文理解釈か？論理解釈か？—」（税大ジャーナル・2013年）19頁

(45) 林・前掲注(2)797頁

(46) 林修三氏はこの点について「実際問題としては、法令の解釈は、よほど簡単な問題を除き、文理解釈のみではすまず、論理解釈を併用しなければならない場合が多いといえる。右の文理解釈を主とし、論理解釈を従とする解釈態度は、すべての法令を通じていえることである」としている。林・前掲注(2)191頁

外の者が負担した金額も含めることができるとして、納税者勝訴の判決であった。所得税法34条2項により控除される対象が、所得者本人が負担した部分に限られるのか否かは文言上必ずしも明らかではないとしたうえ、同法施行令183条2項2号の文言、さらには基本通達34-4の文言などにも言及し、所得税法施行令183条2項2号イ～ニは、控除が認められない場合を個別具体的に列挙したものととの解釈を導くに至っている⁽⁴⁸⁾。

つまり、生命保険金等が一時所得となる場合、所得税法施行令183条2項2号の但書きイ～ニに列挙されている具体例以外は、所得者以外の者が負担した保険料等も控除できるものととの解釈をとり、結果として法人負担分の保険料を控除することは認められるとの結論となった。

所得税法施行令183条2項2号の意味をより明確にするため、所得税基本通達34-4において、「所得税法施行令183条2項2号…に規定する保険料又は掛金の総額には、その一時金又は満期返戻金等の支払を受ける者以外の者が負担した保険料又は掛金の額も含まれる」との通達がなされている。

この基本通達34-4の文言上から、養老保険契約に基づく満期保険金が一時的所得となる場合、所得者以外の者が負担した保険料も控除できることは明白であって、所得税法、同法施行令の各規程及び上記通達を統合的に理解しようとするれば、他の解釈を容れる余地はない⁽⁴⁹⁾。との解釈に至っている。

(47) 大阪地裁昭和37年2月16日判決では、税法の解釈論について、原則は文理解釈であるべきとしながらも、論理解釈もやむを得ないとしている。「税法の解釈は、税法が課税を目的とするだけでなく、憲法の保障する財産権を課税の領域で保障することを目的とするものであるから、いわゆる租税法主義の当然の帰結として認識の対象たる法規の文言を離れ、無視し、または文言を置換し、附加することは許されないのであって、課税の目的のため恣意的にその負担の限度を拡大して解釈し、または納税義務者の利益のために縮少して解釈することは許されない。そして税法の文言に反する解釈を例外的にも否定する結果、非合理的な結果を招来することがあっても、それは租税法の立法自体が非合理的であることに由来するものであって、これを租税行政または租税裁判の法解釈及び適用に転嫁すべきでないことはいうまでもない。しかしながら、法の解釈は、法規範的意味を認識するものであるから、法律文言の文法的解釈に終始すべきものではなく、論理解釈、目的論的解釈などあらゆる解釈方法を集約すべきことも当然である。」（民集26巻10号2030頁）

(48) 速報判例解説6（2010年）317頁

一時所得における「その収入を得るために支出した金額」についての考察（古庄）

下級審判決は、第1審、第2審ともにその解釈に当たって法令の文言を重視した、厳格な文理解釈による結論が導き出されている。この解釈による判決は、課税要件法定主義（法律に規定のない課税要件に納税者は拘束されない）の要請にかなない、租税法律主義を適切に反映させていると考えられる。

また、本件養老保険契約が締結され始めた平成8年⁽⁵⁰⁾から、本件訴訟が始まった平成18年までの、少なくとも9年間もの期間、本件養老保険の他の契約者は、法人負担分保険料を控除し、納税額の計算を行ってきた。本件訴訟によって、法人負担分保険料が控除対象から外れてしまうのならば、法人負担分保険料を控除できた納税者と、控除できない納税者とが存在し、納税額に不公平が生じてしまう。これは租税公平主義（租税について、国民は平等に取り扱われるべきである）の観点から問題である。さらに、本件養老保険契約を締結中の納税者は、その納税の際、納税額の増加を免れることができないため、それに付随する経済活動の変更を余儀なくされるだろう。本件養老保険の契約者の中には、法人負担分保険料が控除対象となる事に魅力を感じ契約した者も当然いるはずである。本件訴訟において納税者の敗訴となるのならば、契約者の、契約当初の納税への予測は意味をなさず、予測可能性は奪われてしまう。

そもそも9年間もの期間、満期保険金の所得計算において、法人負担分保険料の控除について、課税庁はその控除を容認し見過ごしてきた。課税庁が主張する法人負担分保険料の取り扱いを、納税者に対して、積極的に周知指導も行っていなかったようである。課税庁は、所得税法34条2項、同法施行令及び通達を文理解釈に則して解釈した結果、その規定の文言が明快で、その条項自体からおよその他の解釈ができないため、法人負担分保険料の控除を容認せざるを得ないと判断していたのではないかと考えられる。

下級審判決では、厳格な文理解釈の結果、法人負担分保険料も控除可能となっ

(49) ジュリスト1407号（2010年）174頁

(50) ジュリスト1441号（2012年）9頁

たのであるが、法人負担保険料分の利得については、養老保険契約の契約者たる法人側も被保険者の役員側も所得課税を受けないままとなるから、法人の所得を無税で役員に移転するという節税スキームが合法的に成立⁽⁵¹⁾することになるとの指摘があった。

この点について第2審では、「所得税が個人の得た所得に対して課税される租税であることに鑑みれば、その所得の意義をいわゆる純所得、すなわち、個人が稼得した収入金額から当該個人が当該収入を得るために支出した必要経費等を控除した金額とすることは純理論的には正しい」と課税庁の主張に対し理解を示しているものの、「租税法は侵害規範であるから、法的安定性と予測可能性の要請が強く働き、…租税法を解釈するに当たり、みだりに拡張・限定解釈や類推解釈を行うことは許されず、当該法令の文言が重視されるべきである。控訴人の上記主張は、所得税法施行令183条2項2号や所得税基本通達34-4に定める明快な文言を離れて、純所得や担税力といった所得の本来の意義にまで遡って検討を加えたうえで、所得税法34条2項が規定するその収入を得るために支出した金額を限定的に解釈したものであるが、これは福岡国税局や原判決すら導き出せなかった解釈を納税者に求めるものであって、もはや課税要件明確主義の要請を放棄したに等しく、それが誤りであることは明らかである。」として、法令をその文言のとおり解釈することを重視した。

第3節 最高裁判決について

本判決は、養老保険の満期保険金をその役員らが受け取った際の一時所得課税につき、そこから控除されるべき所得税法34条2項所定の「その収入を得るために支出した金額」とは、役員らが負担して支出したものといえる部分に限られる、と判示した初めての最高裁判決である⁽⁵²⁾。最高裁では課税庁が勝訴

(51) ジュリスト1446号（2012年）120頁

一時所得における「その収入を得るために支出した金額」についての考察（古庄）

した。

下級審判決では、租税法律主義に則して法令の文言を重視した結果、所得者以外の者が負担した部分も控除対象とするとの解釈に至ったが、最高裁判決では、所得税法34条2項の「その収入を得るために支出した金額」の「支出」の主体は、法文上明記されていなくとも当然の前提として、所得者本人とされており⁽⁵³⁾、この前提こそが租税法律主義の趣旨にかなうものであるとの解釈に至った。

その根拠として、「所得税法における所得とは、個人の収入のうち担税力を増加させる部分を示す。一時所得についても、個人の担税力に応じた課税が本来の趣旨である。そこで控除されるべき必要経費は、一時所得に係る収入のうち支出額に相当する部分に該当し、この支出額は当然、一時所得に係る収入を得た個人が自ら負担して支出したものに限られる。法人負担分保険料の控除は個人の担税力を増加させてしまう。支出額は、個人の担税力を増加させるものではない。そのためこの所得の本来の意義を根拠として、収入を得る主体と支出をする主体は同一である。」との内容であった。

所得税が個人の得た所得に対して課税される租税であることに鑑みれば、その所得の意義をいわゆる純所得、すなわち、個人が稼得した収入金額から当該個人が当該収入を得るために支出した必要経費等を控除した金額とすることは純理論的には正しいといえる。

そして、所得税が関係する所得のうち、不動産所得、事業所得及び雑所得のように、総収入金額と必要経費との関連が直接的でその金額も明確に算出しうる場合などは、その論理を貫徹すればいいといえるが、そうでない所得、たとえば、給与所得の場合には、必要経費が一義的に算出しうるものでないことか

52) ジュリスト1441号（2012年）9頁

53) 長島弘「一時所得の計算における所得税法三四条二項の「その収入を得るために支出した金額」の範囲—最高裁平成二四年一月一三日及び同月一六日判決—」（立正法学論集50巻1号・2016年）295頁

ら、必要経費による控除を諦め、給与所得控除の制度をこれに代替させていて、ある種の擬制に基づいて算定する制度設計がなされている。

一時所得においても、建前としては、個人が稼得した収入金額から当該収入を得るために支出した必要経費等を控除した金額をもって、一時所得の金額としようとしたことは明らかではあるが、その所得発生の態様はさまざまであるので、必要経費に相当する費用にあたるものとして「その収入を得るために支出した金額」と表現したうえ、さらに、括弧書きで「その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る」との限定を加えている。

第2章第2節で触れたように、一時所得については、その発生の態様がさまざまであることから、必要経費が一義的に算出しようか疑問があるうえ、特に、本件のような養老保険契約に基づき支払を受ける満期保険金の場合には、収入と必要経費との関係が直接的でないことから、その担税力の捉え方としては他の所得とは別の視点で考慮されるべきである。

最高裁判決はこの点明確に論じていないが、推測の範囲でいえば純所得概念に立ち、「支出した金額」を他の所得同様「投下資本の回収余剰」という視点から見ているのではないかと思われる⁽⁵⁴⁾。

一時所得の金額の計算上控除される金額は「経費」とか「費用」という概念になじまない⁽⁵⁵⁾のものであるにも関わらず、「支出した金額」を経費性・費用性のあるものとして捉え、純所得・担税力といった意義を当てはめている。係争の論点である「支出した金額」の趣旨について、さらに検討する余地があるのではないだろうか。

54) 藤中敏弘「養老保険を利用して、関係法人から役員に資金を還流する租税回避スキーム（いわゆる逆ハーフトックスプラン）に関し、満期保険金を受け取った個人以外の者が支払った保険料は、一時所得の金額の計算上、所得税法三四条二項の「収入を得るために支出した金額」に当たらないから控除できないとして、原判決を取り消した事例」（北海学園学術情報リポジトリ48巻2号・2012年）364頁

55) 武田・前掲注(4)2652頁

一時所得における「その収入を得るために支出した金額」についての考察（古庄）

最高裁はこの趣旨を曖昧にしたまま、所得課税における投下資本の回収という見地から、「支出した金額」を所得受領者負担分に限定するという結論を直接導き、それに整合的な形で施行令の解釈を行っている⁽⁵⁶⁾。

本件養老保険のようにいわゆる「逆ハーフタックスプラン」についての明確な取扱規定は存在しない。このような保険契約が、想定できない奇抜な契約とも思えないことからしても、存在する法令等を、租税法律主義に従い、厳格に文理解釈をしなければならない。そうすると、所得税法34条2項において、一時所得の計算をする際、最高裁が言及する「収入を得た個人が自ら負担して支出したもの」という文言は一切ない。同項の文言を素直に読めば、「その収入」とは受け取った保険金全額を指し、「支出した金額」とは、その保険金全額を受け取るために要した支払保険料と解され、誰の負担分でなければならないかは全く見当も付かない⁽⁵⁷⁾。

さらに所得税法施行令183条2項2号においても、一時所得金額の計算上控除する保険料等として収入を得た者の負担分に限定するような文言は見当たらず、「総額」を「支出した金額」に算入するとする。そして限定的に、所得税法34条2項ただし書や所得税法34条4項で「支出した金額」に算入しないケースを列挙しているのである⁽⁵⁸⁾。

つまり最高裁は、法律の表面的な文言にないことを、その前提として付け加えて解釈しているわけであるので、法律に規定のない課税要件で納税者を拘束していることとなる。

この点について最高裁は、所得税法34条2項では、「収入を得た者と支出をした者が同一でなければならないとの前提…は、一般的な常識に合致するもの」と言及している。

⁽⁵⁶⁾ ジュリスト1441号（2012年）9頁

⁽⁵⁷⁾ 加茂川悠介「一時所得における「その収入を得るために支出した金額」の検討—裁判例及び裁判例検討を中心に—」（立命館法政論集第9号・2011年）51頁

⁽⁵⁸⁾ 加茂川・前掲注5751頁

しかし、租税法に携わっている者ならまだしも、納税者である国民がこの前提を一般的な常識として捉え、そのように認識しているのであろうか。一般的な常識に合致すると言いきれるだけの根拠は無いように思われる。

そもそも法令は、その認識を一致させるため、その用語の意義が、その法令中に定義されるのが原則⁽⁵⁹⁾であって、法に明文のない前提を根拠とするよりも、法の中に明文をもって規定されている文言を根拠とすべき⁽⁶⁰⁾である。

また、本件のように解釈に関し複数の解釈可能性が生じる場合、法の趣旨・目的を斟酌し法解釈をなすべきであるが、最高裁は所得税法34条の趣旨・目的を明確にしないまま、同条2項の「支出した金額」とは個人自ら負担して支出したものといえる金額をいうと解するのがその趣旨であると結論付けている。須藤判事の補足意見においても、「趣旨・目的に照らし明らか」ということのみで一時所得課税の趣旨・目的は、明確にされていない⁽⁶¹⁾。

おわりに

第1章では、一時所得の歴史的沿革、意義及び範囲について検討し、一時所得が一時的・偶発的な所得であって、所得類型に該当しない所得の受け皿としての特徴を持つことを考察した。

第2章では、「その収入を得るために支出した金額」について検討を行った。第1節では、「その収入を得るために支出した金額」は、「その収入を生じた行為をするため、またはその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額」を含む範囲の広い支出であり、さらにその範囲の限定が曖昧であるということ。

第2節では、「必要経費」は投下資本の回収部分であり、要件として、事業活動と直接の関連を持ち、事業の遂行上必要な費用⁽⁶²⁾でなければならない。か

(59) 林・前掲注2793頁

(60) 長島・前掲注53297頁

(61) 藤中・前掲注54363頁

一時所得における「その収入を得るために支出した金額」についての考察（古庄）

つ、所得税法37条1項における費用収益対応の原則から「必要経費」は、収入との対応関係が要請される。さらに費用の性質によって対応の方法が「個別対応」と「期間対応」に区分され、それぞれの対応によって「必要経費」の範囲が決定される。「その収入を得るために支出した金額」を比較させると、「必要経費」の「個別対応」部分に該当するものであろうとの結論に至った。

しかしながら、一時所得は一時的・偶発的な所得であり、一時所得の控除対象である「その収入を得るために支出した金額」には、そもそも費用性・対価性がないため、「必要経費」のもつ特徴は、「その収入を得るために支出した金額」には当てはまらない。「必要経費」は費用収益対応の原則により、「事業」との関係においてその費用性に着目して範囲が決定づけられるが、一方「その収入を得るために支出した金額」は、その収入との対応関係が曖昧であるため、その範囲の限定も曖昧になってしまうということ。

第3章、第4章では、租税法律主義と法文の解釈論の観点から、下級審と最高裁の判決に対してそれぞれ考察を行った。下級審は、法令を文言通りに解釈することこそが、租税法律主義に則った判決であるとし、最高裁は、所得税法の本来的意義である純所得という観点から解釈することが、租税法律主義に則った判決であるとした。

双方とも租税法律主義に則った解釈と言及しているのではあるが、下級審では納税者勝訴、最高裁では課税庁勝訴の判決となり、結論として矛盾が生じている。

この矛盾の要因として、所得税法34条2項の法律の未整備があると考えられる。「支出した金額」の法文上の趣旨と限定が曖昧でありすぎるため、幅広い解釈を許容してしまうこととなり、結果として相反する判決が生じてしまったのではないだろうか。法文上の課税要件の定義自体に問題があるとすると、この問題を解決するためには、立法によってその趣旨と範囲を明確にすべきである。

そして裁判の場面では、裁判官の裁量でなく法の下での支配によって判断されるべきである。法の解釈については、要件を規定する法令等の文言にできるだけ忠実に行われなければならない。この点下級審では、不合理な結果となってしまうことに触れつつも、法令をその文言のとおり解釈する態度をとっている。

法令の趣旨、目的や結果の妥当性だけを考える解釈態度をとると、法令の文言は無視されて、極端に言えば、何のための成分法令かわからないことになる。法令の解釈者は、たとえ裁判官であっても、立法者とはやはりちがうのである⁽⁶³⁾。

裁判の結果、結論において不合理が生じたとしても、それは法令等の不備によるものであるから、その是正は法令等を修正することによってなすべきであって、裁判官の解釈によって規定されていない要件を付加し、国民に予測できない課税をしてはならない。

最高裁が言及するように、法人負担分保険料の控除が認められてしまえば、所得税の担税力に即した公平な税負担の配分は否定され、所得税の意義⁽⁶⁴⁾そのものを損なう結果となる。そのため、最高裁の判決に賛成するところもあるのではあるが、最高裁の言及する所得税法上の前提という表現で、法文上明記されていないものを法令解釈の根拠とすることは、裁判官の裁量によって拡張解釈を許容するものであるため、その手段として賛成することはできない。

裁判の場面では、不公平なことがあっても、法の下での支配によって判断されるべきである。本件の問題点は、やはり所得税法34条2項の法の未整備であり、それは法解釈という方法ではなく、立法によって解決されるべきである。

⁽⁶³⁾ 林・前掲注②7135頁

⁽⁶⁴⁾ 金子・前掲注(3)183頁

一時所得における「その収入を得るために支出した金額」についての考察（古庄）

参考文献

【書籍】

- 植松守男『注釈所得税法』（大蔵財務協会・2011年）
金子宏『租税法』（弘文堂・2017年）
北野弘久『現代税法講義』（法律文化社・1989年）
清永敬次『税法』（ミネルヴァ書房・2013年）
近藤隆志『平成29年版 所得税必要経費の税務』（大蔵財務協会・2017年）
武田昌輔『DHCコンメンタール所得税法2』（第一法規・1983年）
谷口勢津夫『税法基本講義』（弘文堂・2014年）
谷口勢津夫『租税回避論—税法の解釈適用と租税回避の試み—』（清文社・2014年）
注解所得税法研究会『増補改訂版 注解所得税法』（大蔵財務協会・1997年）
林修三『法令解釈の常識』（日本評論社・2019年）
増田英敏『リーガルマインド租税法』（成文堂・2013年）
水野忠恒『租税法』（有斐閣・2009年）
山本守行『事例から考える租税法解釈のあり方』（中央経済社・2018年）

【雑誌等】

- 岩崎高明「納税者と法人とが保険料を負担した養老保険に係る一時所得の計算」ジュリスト
1407号 2010年
植松守雄「所得税法における「課税所得」をめぐって」一橋論叢77巻2号 1977年
加茂川悠介「一時所得における「その収入を得るために支出した金額」の検討—裁判例及び裁
決例の検討を中心に—」立命館法政論集第9号 2011年
小林宏司「1. 所得税法34条2項にいう「その収入を得るために支出した金額」の支出の主体
2. 会社が保険料を支払った養老保険契約に係る満期保険金を当該会社の代表者らが受け
取った場合において、上記満期保険金に係る当該代表者らの一時所得の金額の計算上、上
記保険料のうち当該会社における保険料として損金経理がされた部分が所得税法34条2項
にいう「その収入を得るために支出した金額」に当たらないとされた事例」ジュリスト1447
号 2012年
酒井克彦「租税法条文の読み方—文理解釈か？趣旨解釈か？—」税大ジャーナル21 2013年
品川芳宣「養老保険契約の満期保険金に係る一時所得金額の計算上控除できる保険料の範囲」
JTRI税研 2012年
末永英男「租税法主義における文理解釈の意義—養老保険に係る支出の解釈を中心として
—」熊本学園会計専門職紀要第3号 2012年
高橋幸大「法人が締結し被保険者である役員と保険料を折半した養老保険契約の満期保険金
に係る一時所得の計算上、法人負担分保険料を控除する事はできないとされた事例」判例

時報2178号 2013年

高橋祐介「養老保険の保険料と所得税法34条2項の「支出した金額」ジュリスト1441号 2012年

長島弘「一時所得の計算における所得税法三四条二項の「その収入を得るために支出した金額」の範囲—最高裁平成二四年一月一三日及び同月一六日判決— 立正法学論集50巻1号 2016年

藤中敏弘「養老保険を利用して、関係法人から役員に資金を還流する租税回避スキーム（いわゆる逆-halfタックスプラン）に関し、満期保険金を受け取った個人以外の者が支払った保険料は、一時所得の金額の計算上、所得税法三十四条二項の「その収入を得るために支出した金額」に当たらないから控除できないとして、原判決を取り消した事例」北海学園学術情報リポジトリ48巻2号 2012年

増子豊彦「一時所得の収入を得るための保険料」MJS租税判例研究会 2009年

山畑博史「所得税法34条2項にいう「その収入を得るために支出した金額」の支出の主体」速報判例解説12 日本評論社 2013年

山畑博史「満期保険金から控除できる保険料の範囲」速報判例解説6 日本評論社 2010年

渡辺裕泰「納税者と法人とが保険料を負担した養老保険に係る一時所得の計算」ジュリスト1446号 2012年